○四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱

平成１８年３月２７日

告示第９３号

改正　平成１９年４月１日告示第１６６号

平成２０年４月１日告示第１６１号

平成２１年４月１日告示第１９９号

平成２４年７月３０日告示第３４３号

平成２５年５月２９日告示３３５号

平成２８年３月３１日告示１７７号

平成３１年３月２８日告示１７７号

　　令和３年４月１日告示第２４９号

令和４年３月２４日告示第１４２号

令和５年２月２２日告示第５４号

令和６年７月２日告示第５３４号

（目的）

第１条　この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、木造住宅耐震補強計画を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて四日市市補助金等交付規則（昭和５７年四日市市規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　旧基準木造住宅　四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成１５年四日市市告示第２１２号）第３条に定める住宅とする。

(2)　木造住宅耐震診断　次のいずれかにより、診断したものとする。

ア　四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づき診断したもの。

イ　建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法1（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて診断したもの。

(3)　補強計画　四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成１６年四日市市告示第１９８号）第２条に定める補強計画で、同条に定める耐震補強工事、準耐震補強工事又は簡易な耐震補強工事を行うためのものとする。

(4)　評点　三重県木造住宅耐震診断マニュアル等でいう上部構造評点とする。

（一部改正〔平成１９年告示１６６号・２０年１６１号・２４年３４３号〕）

（補助対象）

第３条　補助対象は、木造住宅耐震診断の結果、評点が１．０未満と診断された旧基準木造住宅の補強計画とする。

（一部改正〔平成２１年告示１９９号・２４年３４３号〕）

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、補強計画に要する経費（判定に係る経費を含むことができる。以下次条において同じ。）とする。

（一部改正〔平成２１年告示１９９号・２４年３４３号〕）

（補助金の額）

第５条　補強計画に係る１棟当たりの補助金の額は、補強計画に要する経費と１８万円を比較して、いずれか少ない額とする。

２　三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による精密診断法1に基づき評点を１．０以上とする補強計画を行う場合は、前項の補助限度額を３４万円とする。

３　前項の補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　補助金の交付は、同一棟について１回限りとする。

（一部改正〔平成１９年告示１６６号・２１年１９９号・２４年３４３号・３１年１７７号〕）

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震補強計画費補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成２４年告示３４３号〕）

（補助金交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の審査により、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強計画費補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成２４年告示３４３号〕）

（計画の変更等）

第８条　申請者は、申請内容（軽微な変更を除く。）を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震補強計画変更・中止承認申請書（第３号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　前項の軽微な変更とは、補強計画予定期間の変更及び補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における２０パーセント以内の変更をいう。

３　市長は、第１項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強計画変更・中止承認通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成２４年告示３４３号〕）

（完了報告及び交付申請）

第９条　申請者は、補強計画に係る業務が完了したときは、木造住宅耐震補強計画完了報告書（第５号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　前項の書類は、補強計画に係る業務が完了したときから起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月１５日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（一部改正〔平成２１年告示１９９号・２４年３４３号〕）

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の完了報告書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

２　前項により補助金の額を確定した場合において、市長は、木造住宅耐震補強計画費補助金交付確定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成２４年告示３４３号〕）

（補助金の請求）

第１１条　申請者は、前条の確定通知を受けたときは、木造住宅耐震補強計画費補助金支払請求書（第７号様式）により請求するものとする。

（一部改正〔平成２４年告示３４３号〕）

（決定の取消し）

第１２条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　補助金の交付決定を偽りその他不正の手段により受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（申請者に対する指導）

第１４条　市長は、申請者に対して、住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（一部改正〔平成２１年告示１９９号・２４年３４３号〕）

(補助金の評価)

第１５条　市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２　市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成２４年告示３４３号〕）

附　則

１　この要綱は、告示の日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（平成１９年４月１日告示第１６６号）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日告示第１６１号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日告示第１９９号）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の規定は、平成２１年度以降に着手した耐震補強計画に適用し、平成２０年度以前に着手した耐震補強計画は、なお従前の例による。

附　則（平成２４年７月３０日告示第３４３号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附　則（平成２５年５月２９日告示第３３５号）

　この要綱は、告示の日から施行し、平成２５年度予算に係る補助金から適用する。

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　　附則（令和５年２月２２日告示第５４号）

　　この要綱は告示の日から施工する。

附　則（令和６年７月２日告示第５３４号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和６年度予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。

３　市長は、第１０条の規定による通知を行ったものを除き、改正前要綱の規定に基づき行われた交付申請については、同申請に係る申請書の記載にかかわらず、改正後要綱の規定に基づき、補助金の額を算定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、すでに補助金交付決定が行われている交付申請については、補助金交付の変更の決定を行い、木造住宅耐震補強計画変更承認通知書（第４号様式）にて申請者に通知するものとする。

第１号様式（第６条関係）

年　　　月　　　日

四日市市長

申請者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強計画費補助金交付申請書

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第６条の基準に基づき、補強計画を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅の概要 | 住宅の所在地 | 四日市市 |
| 住宅の種類 | 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋 |
| 建築年月 | 　　　　　年　　　月　着工・完成 |
| 階数 |  | 延べ床面積 | 坪・㎡　　 |
| 併用住宅の住宅以外の面積 | 坪・㎡　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補強計画費等 | 補強計画予定期間 | 年　　　月　　　日～　　　　年　　　月　　　日 |
| 診断方法 | 一般診断法 ・ 精密診断法 |
| 補強計画費（設計費） | 円 |
| 補助申請額 | 円 |

※添付書類

(1) 補強計画見積書

(2) 耐震診断結果報告書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第７条関係）

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

様

四日市市長　　　　　　　　印

木造住宅耐震補強計画費補助金交付決定通知書

年　　　月　　　日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強計画費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　住宅の所在地　　　　四日市市

３　住宅の種類

４　その他　　　　　　　補助金交付申請書のとおり

関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後５年間は保管してください。

第３号様式（第８条関係）

年　　　月　　　日

四日市市長

申請者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強計画変更・中止承認申請書

年　　　月　　　日付け第　　　　　　　　　　　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強計画を下記のとおり（変更・中止）したいので、四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　住宅の所在地　　　　四日市市

２　住宅の種類

３　工事種別

４　申請の内容　　　　　変更　・　中止

５　変更の内容

６　変更・中止の理由

※添付書類

・見積書（補強計画費が変更となる場合）

・その他変更内容が判断できる書類

上記はいずれも中止の場合は不要とする。

第４号様式（第８条第３項関係）

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

様

四日市市長　　　　　　　　印

木造住宅耐震補強計画変更・中止承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強計画変更・中止承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第８条第３項の規定により通知します。

記

１　住宅の所在地　　　　四日市市

２　住宅の種類

３　工事種別

４　申請の内容　　　　　　　変更　・　中止

５　補助金交付額　　　　変更なし　・　変更あり（　　　　　　　　　　　　　　　円）

６　変更の内容

第５号様式（第９条第１項関係）

年　　　月　　　日

四日市市長

申請者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強計画完了報告書

年　　月　　日付け第　　　　　　　　　　　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強計画について、下記のとおり計画が完了したので、四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第９条第１項の規定により報告します。

記

１　住宅の所在地　　　　四日市市

２　住宅の種類

３　完了の年月日　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

４　添付書類

(1) 契約書及び領収書の写し

(2) 耐震補強計画書の写し

（判定書のついたもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

第６号様式（第１０条関係）

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

様

四日市市長　　　　　　　　印

木造住宅耐震補強計画費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第１０条第２項の規定により通知します。

記

１　住宅の所在地　　　　四日市市

２　住宅の種類

３　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

第７号様式（第１１条関係）

年　　　月　　　日

四日市市長

申請者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強計画費補助金支払請求書

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　住宅の所在地　　　　四日市市

２　住宅の種類

３　支払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円